

柏崎市広告付きモニターの設置及び取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏崎市役所庁舎に設置する広告付きモニター(以下「モニター」という。)の設置及び取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告付きモニター 民間企業等の広告、地域情報・地域活動の紹介及び行政情報等を表示するディスプレイ並びにこれらを運用するための関連機器をいう。
- (2) 広告 広告付きモニターに掲出される民間企業等の広告、地域情報・地域活動の紹介などをいう。
- (3) 広告主 広告付きモニターに広告の掲出を依頼する民間企業等をいう。
- (4) 事業者 広告主を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びにその他広告主との調整等の広告掲出に係る一連の事業を行い、広告付きモニターを市に無償で提供し、設置及び運用する者をいう。

(設置期間)

第3条 広告付きモニターの設置期間は、新潟県柏崎市財務規則(平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。)第232条第1項ただし書に規定する5年以内とする。ただし、市長が必要と認めるとき、又は特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(行政財産の使用許可)

第4条 事業者は、財務規則第231条に定める許可を受けなければならない。

(使用料等)

第5条 行政財産の使用許可を受けた事業者は、新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例(昭和39年条例第49号)の定めるところにより、広告付きモニターの設置に係る使用料等を市が指定する期日までに、市が発行する納付書により納入しなければならない。

2 前項の使用料のほか、事業者は、設置場所が有する広告価値を利

用する対価として、協定又は契約書に定める広告料を市へ納めなければならない。

（事業者の募集方法）

第 6 条 事業者の募集は、柏崎市のホームページにより行う。

（事業者の選定）

第 7 条 市長は、第 6 条の募集を行い、申込みがあったときは、提出された関係書類により、審査及び評価を行い、事業者を選定するものとする。

（協定又は契約の締結）

第 8 条 市長は、広告付きモニターを設置する事業者を決定したときは、事業に係る協定又は契約を締結するものとする。

（広告の基準）

第 9 条 広告付きモニターに掲出する広告は、柏崎市役所庁舎に設置する広告としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、別に定める基準の規定を満たすものでなければならない。

2 事業者は、自らが広告の募集者であることを明確にし、市長が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう配慮しなければならない。

（広告主及び広告の審査）

第 10 条 事業者は、掲出する広告について、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、事業者が募集した広告について、第 9 条に規定する別に定める基準の規定に適合しているか審査し、広告付きモニターへの掲出の可否を決定しなければならない。

3 前項に規定する審査を受けようとする事業者は、必要な資料を市が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告掲出の中止及び修正）

第 11 条 市長は、広告の掲出期間中において、第 9 条に規定する別に定める基準の規定に適合しないと判断した場合には、事業者に当該広告の修正、削除又は掲出の中止を求めることができる。

（広告の変更等）

第 1 2 条 広告の掲出期間中における広告内容の変更（修正を含む。）は、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 第 1 0 条の規定は、前項の承認について準用する。

（事業者の責務）

第 1 3 条 事業者は、広告の内容その他広告の掲出に関する全ての事項について一切の責任を負うとともに、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市長が第 1 1 条の規定により広告の掲出の修正、削除又は掲出の中止を求めた場合は、事業者の負担において速やかに応じること。
- (2) 広告の掲出期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合は、速やかに市に対して説明を行い、当該広告の掲出を中止させること。
- (3) 広告に関連して第三者との間に紛争が生じ、又は損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること。
- (4) 広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を市に賠償すること。
- (5) 広告に係る一切の権利を第三者へ譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 広告の制作に際して、著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 広告に関する苦情その他の問題が発生したとき、又は広告付きモニター一式の破損、障害及びそれに伴う事故等が発生したときは、その一切の責任を負い、速やかに解決に当たること。
- (8) 広告付きモニター一式の設置、撤去、原状回復、運用及び維持管理に必要な費用、消耗品等の交換、広告主の募集、行政情報及び広報映像の制作、更新、運用管理等の実施に要する費用の全てを負担すること。
- (9) 広告付きモニター一式に故障が生じた場合は、速やかに復旧の適切な措置を採るものとし、費用の全てを負担すること。

（委任）

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。